

第3回定例会 会議録

会期 自 令和 6年 9月 6日
至 令和 6年 9月 12日
(7日間)

第3回定例会会議録目次

議事日程	(審議結果)	2
	一般質問通告書	3
第1日	(招集、上程、説明、報告、委員会付託)	
	招集挨拶・報告	6
	議第59号～61号(条例)	9
	議第62号(事件)	10
	議第63号～71号(決算)	10
	議第72号～77号(補正予算)	11
	陳情第5号～8号	13
第5日	(一般質問)	
	第4番 渡邊 亜子 議員	15
	第9番 大西 たま子 議員	24
	第8番 林 克比古 議員	31
	第2番 川上 真人 議員	33
第7日	(質疑、討論、採決、委員長報告、追加議案)	
	議第59号～61号(条例)	36
	議第62号(事件)	37
	議第63号～71号(決算)	37
	議第72号～77号(補正予算)	44
	陳情第5号～8号	51
	(追加議案)	
	議第78号(教育委員会委員の任命)	53
署名	56

令和6年 川上村議会 第3回 定例会議事日程

日 程 番 号	審 議 事 項	審議結果	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番	10番
第 1	会議録署名議員の指名 3番議員 4番議員											
第 2	会期の決定 (9月 6日～9月12日までの 日間)											
第 3	諸般の報告											
	(1) 村長の招集挨拶及び行政報告											
	(2) 議長行政報告及び議員派遣報告											
	(3) 一部事務組合報告											
	(4) 健全化判断比率報告及び資金不足比率報告											
	(5) 監査報告											
	(6) 一般財団法人川上村振興公社 経営状況報告											
第 4	一般質問 (別紙通告書のとおり)											
第 5	議第59号 川上村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 6	議第60号 川上村国民健康保険条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 7	議第61号 川上村福祉医療費支給条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 8	議第62号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 9	議第63号 令和5年度 川上村一般会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 10	議第64号 令和5年度 川上村営バス事業特別会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 11	議第65号 令和5年度 川上村特別住宅特別会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 12	議第66号 令和5年度 川上村国民健康保険特別会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 13	議第67号 令和5年度 川上村後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 14	議第68号 令和5年度 川上村介護保険事業特別会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 15	議第69号 令和5年度 川上村訪問看護事業特別会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 16	議第70号 令和5年度 川上村簡易水道事業会計決算	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 17	議第71号 令和5年度 川上村下水道事業会計決算	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 18	議第72号 令和6年度 川上村一般会計第3回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 19	議第73号 令和6年度 川上村国民健康保険特別会計第1回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 20	議第74号 令和6年度 川上村後期高齢者医療保険事業特別会計第1回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 21	議第75号 令和6年度 川上村訪問看護事業特別会計第1回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 22	議第76号 令和6年度 川上村簡易水道事業会計第1回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 23	議第77号 令和6年度 川上村下水道事業会計第1回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 24	陳情第5号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情	継続審査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 25	陳情第6号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情	継続審査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 26	陳情第7号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める陳情	継続審査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 27	陳情第8号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【追加議案】

追加1

日 程 番 号	審 議 事 項	審議結果	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番	10番
第 1	議第78号 川上村教育委員会委員の任命、同意について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 2	委員会の議会閉会中の継続審査の件											
第 3	委員会の議会閉会中の継続調査の件											

令和6年川上村議会第3回定例会一般質問通告書

通告番号	質問要旨	質問者	所要時間	答弁者
1	○住民懇談会について ・住民に寄り添った村政実施のため住民懇談会等の開催が必要と思うが村長はどうか考えるか。	第4番 渡邊 亜子	20分	村長
	○川上村の防災対策について ・災害発生時に特に支援が必要な高齢者や独居の方、障害のある方への対応はどのようになっているか。 ・外国人実習生への災害時の対応はどのようになっているか。 ・現在の川上村の防災対策について村としては十分だと考えているか。		30分	保健福祉課長 総務課長
2	○児童クラブの入所対応について ・児童クラブは4月から開所しているが、新入学児童の入所は5月からとなっている。なぜ新入学児童は5月からの入所としているのか。 ・働く保護者にとって4月からの1カ月間子供をひとりにしておく事への不安、もしくは1カ月間仕事を休むかあるいは辞めるべきかと選択を迫られる事になります。このような状況に対して村はどのように考えているのか。	第9番 大西 たま子	20分	保健福祉課長
	○高齢者（単独、夫婦世帯等）の熱中症対策について ・地球温暖化の影響で川上村でも真夏日が何日も続くような状況となっているが、村として高齢者（単独、夫婦世帯等）の熱中症対策をどのように考えているか。		15分	保健福祉課長
3	○空き家対策について ・村内各所において瓦やブロック塀が崩壊しそうな危険な放置空き家等が見られるが、このような放置空き家について村として何らかの対策は考えているか。	第8番 林 克比古	20分	むらづくり推進課長
4	○梓山公民館の立地場所について ・梓山公民館は公団上梓川の河川内に建てられており、公共の施設がこのような場所にあるのは如何なものかと思うが、村としてどのように考えているか。 ・村内にこのような箇所は他にもあるのか。	第2番 川上 真人	15分	総務課長

招集年月日	令和6年9月6日			
招集の場所	川上村議事堂			
会期	令和6年9月6日 午前10時00分から 令和6年9月12日 午前11時28分まで			
出席議員	1番	中嶋 治樹	6番	井出 光
	2番	川上 真人	7番	由井 基治
	3番	古原 和哉	8番	林 克比古
	4番	渡邊 亜子	9番	大西 たま子
	5番	渡邊 正	10番	由井 秀樹
欠席議員	なし			
不応招議員	なし			
会議録署名議員	3番 古原 和哉		4番 渡邊 亜子	
地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名	村 長 由井 明彦 副 村 長 教 育 長 藤原 克朗 会 計 管 理 者 原 恭司 総 務 課 長 由井 正一 税 財 政 課 長 高見澤 光 むらづくり推進課長 原 岳司 産 業 課 長 中嶋 昌哉		建 設 課 長 藤原 英紀 保健福祉課長 由井 康奈 社会福祉協議会局長 遠藤 亮治 保 育 所 長 篠原 正和 教育振興課長 長崎 治 統合小学校推進室長 加藤 明男 生涯学習課長 原 達也	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 井出 智博 書 記 原 温子			
会議の経過	別紙のとおり			

令和6年川上村議会第3回定例会（第1日）

令和6年9月6日

開会 午前10時00分

開会宣言

○議長（由井秀樹君） 皆さん、おはようございます。

本日は全員の出席を得ております。ただいまから、令和6年第3回定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（由井秀樹君） それでは、日程により議事を進めます。

最初に会議録署名議員を指名いたします。

3番古原和哉君、4番渡邊亜子さんを指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（由井秀樹君） 続いて、会期の決定についてお諮りいたします。

会期につきましては、過日9月3日の議会運営委員会で検討されましたので、その結果を、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 林 克比古君。

○議会運営委員長（林 克比古君） おはようございます。議会運営委員会から第3回定例会の運営につきましてご報告いたします。

9月3日に役場で議会運営委員会を開催いたしました。最初に会期でございますが、本日6日から12日までの7日間といたしました。

一般質問は、9月10日に予定しまして、通告順については、議案集綴り込みのとおりでございます。

上程される議案は、条例案が3件、規約の変更が1件、令和5年度各会計決算報告9件、令和6年度各会計補正予算案が6件、陳情が4件、計23件です。

すべての案件について、本日上程し、12日に質疑、討論採決の予定であります。慎重な審議と議論、またスムーズな議会運営にご協力をお願いしまして、報告といたします。

○議長（由井秀樹君） 議会運営委員長から、会期は本日から9月12日までの7日間とする旨の報告がございました。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、委員長の報告のとおり本日から9月12日まで7日間と会期を決定いたします。

諸般の報告

(1) 村長招集挨拶及び行政報告

○議長(由井秀樹君) 続いて、諸般の報告に入ります。

最初に、村長招集挨拶及び行政報告を求めます。 由井村長。

○村長(由井明彦君) おはようございます。一言招集のご挨拶を申し上げます。

今年の夏も全国各地で当たり前のように35度を超える「猛暑日」が続き、本村においても役場の観測点で7月に30度を超える日が12日間を数え、8月に入っても暑さ厳しい日が続いておりました。

例年であればお盆を過ぎ、涼しい風とともに秋の気配を感じるころですが、9月になっても、まだまだ残暑厳しい日々となっております。ここに来ましてようやく秋の気配を感じてまいりました。

また台風が立て続けに2つ発生し、日本列島に接近、上陸しました。台風10号につきましては、いわゆる迷走台風となり、九州をはじめ近畿、東海地方を含む広範囲に記録的な大雨を降らせ、土砂崩落や河川の氾濫により人的被害も発生してしまいました。亡くなられた方や被害に遭われた皆様に、改めてお悔やみ申し上げるとともに、お見舞いを申し上げますところでございます。

この台風の対応として、本村としては8月30日に課長会議を開催し、休日対応になることも念頭に、万全の態勢で臨むよう指示をしたところであります。

幸いにも今回影響はありませんでしたが、集中豪雨は頻繁に起こっており、さらに今後は、台風到来の時期と重なるため、災害への備えを確認し、防災体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

さて本日ここに令和6年川上村議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともにお忙しい中、全員の皆様のご出席を得て、開会できますことを、まずもって御礼を申し上げます。

今議会に提出いたしました議案の説明に先立ちまして、最近の村政を取り巻く情勢などについて申し上げます。

まず初めに8月8日に日向灘を震源とした地震を発端に「南海トラフ地震臨時情報」が発表されました。これは気象庁が常に日本列島の海溝プレートを観測し、巨大地震につながる地殻変動の予兆があった場合は、国民に周知する体系となっているものです。

本村は国の「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、臨時情報発表の際には、住民周知や警戒態勢を行うこととなっております。発表後はホームページに注意情報を掲載し、防災無線や文字放送も利用し、村民の皆様にも周知を行なってきたところです。

幸いにもその後は大きな地震もなく、政府は8月15日をもって臨時情報発表にともなう「特別な注意の呼びかけ」を終了しました。今回の発表を受け、改めて日頃から地震への備えが重要であることを認識し、住民への周知においても「警戒心を高める」必要はあるものの「恐怖心を煽る」ことにならないよう、きめ細やかな情報発信を行なえるように再度見直し等を行なってまいります。

次に農業政策について申し上げます。

昨年、農林水産省は、生産者から消費者に関係する団体の代表者でつくる協議会を設け、肥料や燃料代などのコスト上昇分を販売価格に転嫁できる制度づくりの検討を始めました。

その後何回か協議会を開催し、法整備にむけて議論、検討を進めてきております。現在は適正価格の形成に向けたコスト構造の調査をしている段階です。この制度が成立すると、小売価格は上昇し、生産者への還元につながりますが、消費者からすると値上げになるということでもありますので、双方が納得し妥協できる価格形成が重要となってきます。

本村は日本有数の野菜供給基地として認知されております。この強みを活かし、生産者の立場から要望を国に上げるとともに、消費者の皆さんにも価格転嫁が日本農業を守るために必要不可欠であることを理解していただきたく取り組みも必要であると考えております。

まだまだ課題等は多くありますが、農家経営の安定につながる制度となることを期待しながら、今後の動向を注視してまいりたいと思います。

次に本村の野菜生産状況ですが、今年は天候不順に見舞われ、8月中旬頃から軟腐等の病気被害が発生したことにより満足いく収穫量が見込めず、農家の皆さんには非常に辛い時期があったとお聞きしております。ようやくここに来て、少しずつ回復の兆しが見られてきておりますが、農家にとってはこれらの売り上げが収入の源となりますので、この先は順調に推移することを願うところです。

それでは今議会に提出いたしました議案について申し上げます。

今回の定例会は令和5年度の行政実績を示す決算議会でもあります。令和5年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の9件をはじめ、令和6年度の補正予算など計19件の議案をお諮りし、ご審議いただく予定であります。

はじめに令和5年度決算についてであります。一般会計及び特別会計を合わせまして、歳出決算の総額は75億4,000万円余となり（また企業会計は上下水道で5億7,000万円余）となりました。

一般会計においては歳出総額が57億8,000万円余となり、前年度対比87.5%の決算となりました。主な要因は役場庁舎の建設が終ったことによる減となりますが、まだまだ大型決算となっております。

村の財政健全化を示す指標である、実質公債費率は1.5%と依然として良好であり、その他の指標についても特に問題はありませんでした。今のところ健全財政を維持している状況であります。今後も大型公共事業を控えておりますので、将来を見据え、さらに行財政の効率化を図っていきたくと考えております。

なお、今年度より代表監査委員に林 公上さんを選任し、初めての決算監査にあたっていただきました。今までの経験をもとに、財政状況にも明るく、スムーズで的確な監査をしていただきました。監査委員のお二人にはお忙しい時期の監査となりましたが、ご苦勞いただき、誠にありがとうございました。

今回の補正予算につきましては、一般会計においては約2,400万円の増額をお願いするものであります。主な事業としては社会福祉協議会への補助金の増額や、8月の集中豪雨による災害復旧事業、一部公債費の繰上償還等の予算を計上しております。

詳細につきましては、後ほど担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

また私の行政報告につきまして、お手元の議案集にございますのでご覧ください。

以上をもちまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

（2）議長行政報告及び議員派遣報告

○議長（由井秀樹君） 続いて、議長行政報告及び議員派遣報告を申し上げます。

議長行政報告につきましては、議案集の中に綴り込んでありますので、ご覧をいただきたいと思っております。

（3）一部事務組合報告

○議長（由井秀樹君） 続いて、一部事務組合報告を求めます。

佐久広域連合議会の報告を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） =佐久広域連合議会報告=

○議長（由井秀樹君） 続いて健全化判断比率報告及び資金不足比率報告を求めます。

高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君） ＝健全化判断比率報告及び資金不足比率報告＝

（４）監査報告

○議長（由井秀樹君） 続いて、監査報告を求めます。代表監査委員 林 公上君。

○代表監査委員（林 公上君） ＝監査報告＝

○議長（由井秀樹君） 続いて一般財団法人川上村振興公社経営状況報告を求めます。
中嶋産業課長。

○産業課長（中嶋昌哉君） ＝報告＝

○議長（由井秀樹君） 以上、諸般の報告がございました。

ここで質疑を許します。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑はないようですので、諸般の報告を終ります。

日程第４ 一般質問

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第４ 一般質問につきましては９月１０日に予定しておりますので、そのようにご了承をお願いいたします。

日程第５ 議第５９号 川上村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第５ 議第５９号 川上村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） ＝議第５９号説明＝

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は９月１２日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第６ 議第６０号 川上村国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 日程第６ 議第６０号 川上村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君） ＝議第６０号説明＝

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は９月１２日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第7 議第61号 川上村福祉医療費支給条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 日程第7 議第61号 川上村福祉医療費支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君） =議第61号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は9月12日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第8 議第62号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（由井秀樹君） 日程第8 議第62号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君） =議第62号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は9月12日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

ここで11時10分まで休憩といたします。

（休 憩）

（11時10分）

○議長（由井秀樹君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議第63号 令和5年度川上村一般会計歳入歳出決算

日程第10 議第64号 令和5年度川上村営バス事業特別会計歳入歳出決算

日程第11 議第65号 令和5年度川上村特別住宅特別会計歳入歳出決算

日程第12 議第66号 令和5年度川上村国民健康保険特別会計歳入歳出決算

日程第13 議第67号 令和5年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算

日程第14 議第68号 川上村介護保険事業特別会計歳入歳出決算

日程第15 議第69号 令和5年度川上村訪問看護事業特別会計歳入歳出決算

日程第16 議第70号 令和5年度川上村簡易水道事業会計決算

日程第17 議第71号 令和年度川上村下水道事業会計決算

○議長（由井秀樹君） 続いて令和5年度決算です。

決算につきましては、日程第9 議第63号 令和5年度川上村一般会計歳入歳出決算から日程第17 議第71号 令和5年度川上村下水道事業会計決算までを一括して上程

いたします。

説明を求めます。 会計管理者。

○会計管理者（原 恭司君） =決算説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は9月12日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第18 議第72号 令和6年度川上村一般会計第3回補正予算

○議長（由井秀樹君） 日程第18 議第72号 令和6年度川上村一般会計第3回補正予算を議題といたします。

説明を求めます。高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君） =議第72号説明=

○議長（由井秀樹君） 続けて説明を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） =議第72号説明=

○議長（由井秀樹君） 続けて説明を求めます。原村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（原 岳司君） =議第72号説明=

○議長（由井秀樹君） 続けて説明を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君） =議第72号説明=

○議長（由井秀樹君） 日程第18の途中ですが、ここで13時15分まで休憩とします。

（休 憩）

（13時15分）

○議長（由井秀樹君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（由井秀樹君） 日程第18 議第72号 令和6年度川上村一般会計第3回補正予算の説明を続けます。篠原保育所長。

○保育所長（篠原正和君） =議第72号説明=

○議長（由井秀樹君） 続けて説明を求めます。中嶋産業課長。

○産業課長（中嶋昌哉君） =議第72号説明=

○議長（由井秀樹君） 続けて説明を求めます。藤原建設課長。

○建設課長（藤原英紀君） =議第72号説明=

○議長（由井秀樹君） 続けて説明を求めます。長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） =議第72号説明=

○議長（由井秀樹君） 続けて説明を求めます。原生涯学習課長。

○生涯学習課長（原 達也君） =議第72号説明=

○議長（由井秀樹君） 以上で説明を終了します。

本案に対する質疑、討論、採決は9月12日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第19 議第73号 令和6年度川上村国民健康保険特別会計第1回補正予算

○議長（由井秀樹君） 日程第19 議第73号 令和6年度川上村国民健康保険特別会計第1回補正予算を議題といたします。

説明を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君） =議第73号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は9月12日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第20 議第74号 令和6年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計第1回補正予算

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第20 議第74号 令和6年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計第1回補正予算を議題といたします。

説明を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君） =議第74号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は9月12日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第21 議第75号 令和6年度川上村訪問看護事業特別会計第1回補正予算

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第21 議第75号 令和6年度川上村訪問看護事業特別会計第1回補正予算を議題といたします。

説明を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君） =議第75号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は9月12日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第22 議第76号 令和6年度川上村簡易水道事業会計第1回補正予算

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第22 議第76号 令和6年度川上村簡易水道事業会計第1回補正予算を議題といたします。

説明を求めます。藤原建設課長。

○建設課長（藤原英紀君） =議第76号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は9月12日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第23 議第77号 令和6年度川上村下水道事業会計第1回補正予算

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第23 議第77号 令和6年度川上村下水道事業会計第1回補正予算を議題といたします。

説明を求めます。藤原建設課長。

○建設課長（藤原英紀君） =議第77号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は9月12日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第24 陳情第5号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第24 陳情第5号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情を議題といたします。

本陳情については、その内容・主旨からして、その審査を社会文教委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、本陳情はその審査を社会文教委員会に付託いたします。

日程第25 陳情第6号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第25 陳情第6号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情を議題といたします。

本陳情については、その内容・主旨からして、その審査を総務経済委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、本陳情はその審査を総務経済委員会に付託いたします。

日程第26 陳情第7号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める陳情

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第26 陳情第7号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める陳情を議題といたします。

本陳情については、その内容・主旨からして、その審査を総務経済委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、本陳情はその審査を総務経済委員会に付託いたします。

日程第 27 陳情第 8 号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 27 陳情第 8 号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情については、その内容・主旨からして、その審査を社会文教委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、本陳情はその審査を社会文教委員会に付託いたします。

散 会

○議長（由井秀樹君） 以上で、本日予定した日程はすべて終了いたしました。

なお、この後 16 時 30 分から全員協議会を開催しますので、委員会室へお集りください。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦勞様でした。

(散会 14 時 07 分)

令和6年第3回川上村定例会（一般質問）

令和6年9月10日

（午前10時00分）

日程第4 一般質問

○議長（由井秀樹君） おはようございます。

本日は全員の出席を得ています。これから本日の会議を開きます。

本日は日程第4 一般質問を予定しています。

日程第4 一般質問に入ります。通告順に許可します。

最初に、通告番号1 4番議員 渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子君） 通告に従い2点質問します。

ひとつ目は村長に質問します。村長が就任された令和2年、村長就任したばかりでしたので、すぐに開催できなかつた住民懇談会ですが、その年の11月に開催することができました。5月に実施した住民アンケートとともに各分野でたくさん意見が出されたものが、広報かわかみナンバー153 にまとめられていて拝見しました。村長が2期目となりました。あれから4年が経ち様々な状況が変化してきています。

住民に寄り添った村政のために住民懇談会等の開催が必要と思われませんが、どうお考えでしょうか。

二つ目は川上村の防災対策について。はじめに保健福祉課長に質問します。

災害時に特に支援が必要な高齢者や独居の方、障害のある方の避難対応はどのようになっていますか。

次に総務課長に質問します。災害時の外国人実習生の情報発信や避難の対応はどうなっていますか。

毎年想定外の災害が起こり、職員の皆さんの対応に追われることが多くなっているとありますが、現在の川上村の防災対策として十分だとお考えですか。

お願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。由井村長。

○村長（由井明彦君） 改めて、おはようございます。

渡邊議員の住民懇談会の答弁をさせていただきます。前回は令和2年11月に開催しております。今までの住民懇談会は、村の総合計画策定の際や、村民の皆様からの意見をお聞きしたいときに、開催してまいりました。

昔は、各地区公民館で開催したこともございました。こういった各地区公民館での開

催の際には、各地区の行政連絡員の方や公民館の方々に、御協力いただきながらの開催となったと記憶しております。その際はお世話になりました。

今回の一般質問において、4 番議員さんから、村民懇談会の開催が必要との御意見を頂戴しました。私も年度内には開催する方向で検討しておりますので、以上です。

○議長（由井秀樹君） 続いて、答弁を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君） 私からは、災害発生時に特に支援が必要な高齢者等の対応についてお答えいたします。

昨年度は、関東大震災から 100 年目ということで、たくさん防災関連のシンポジウムとか多かった、そんな年でありました。

まず、基本計画における、災害時の保健福祉課の役割です。

国では、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本計画」を閣議決定し、その中で、国は「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進しています。

川上村においては、こうした国の方針や過去の災害の教訓を踏まえ、災害が起こった場合でも、その被害を最小限に抑え、速やかな復興を成し遂げるための「川上村国土強靱化地域計画」を、令和 3 年 3 月に策定し、国、県、関係機関等と一体となって、総合的、計画的に強靱化の取組に推進しております。

この基本計画の中で、保健福祉課は、「二次的な被害を発生させないこと」の中の「避難所等における環境悪化」について、3 つの事業の役割を担っております。

① 避難所環境の整備、② 避難所における健康管理体制の推進、③ 要配慮者の受入体制の推進についてです。

その中で要配慮者の受入体制の推進ですが、災害対策基本法一部改正で、避難するのに支援が必要な方、多くは高齢者ですが、その他に、子ども、妊婦、障がい者、医療を受けている人、透析が必要になる人、難病の人、在宅で呼吸器をつけている人など配慮が必要な方を、どう行政が把握して、その人たちが優先的に、確実に避難できるようにするためにはどうしたらいいか、平成 25 年から義務化された「避難行動要支援者名簿」や、令和 3 年から努力義務化された「個別化避難計画」も現在関係機関と、相談しながら作業を進めているところであります。

特に「個別化避難計画」では、「誰が」、「どの時点で」、「どこに避難させるか」という計画で、非常に時間のかかる作業で、全国的にみても、まだ 2 割から 3 割しか計画が策定されていないと聞いております。

災害時の対応については、大きくわけて 2 点あります。

「避難施設までの移動の支援」そして「避難施設での生活支援」です。

まずは、1点目の「避難施設までの移動支援」が必要な対象者ですが、「避難行動要支援者名簿」として取りまとめており、各地区の民生児童委員と消防団に情報共有をしております。日頃から、ケアマネージャーや保健師等がお宅を訪問し、本人の状態や家族の状況等を調査する中で、避難行動に不安のある方を抽出し、本人の承諾を得たうえで、名簿に登載しております。

現在の登録者数は、概ね（80名）程度おりますが、災害時には、この名簿に基づき、民生児童委員や消防団員が、避難誘導、声かけ、そして移動に対する介助などをおこないます。更に、対象者に漏れがないか、家族の状況に変化がないかなどを随時確認し、毎月1回、名簿の更新を行っております。

続いて、2点目の「避難施設での生活支援」です。ご質問にあるように、避難生活を送るうえで特に支援が必要な方は、「避難行動要支援者名簿」の登録者のうち約30名程度おりますが、「福祉避難所」へ誘導することとしております。

村内の指定避難所34ヶ所で、福祉避難所に指定されている施設は、「ヘルシーパークかわかみ中央棟」と「デイサービスセンター」の2ヶ所です。特に、デイサービスセンターでは、ベッドでの滞在が必要な方を優先に対応します。そのほか、高齢者やお子さん連れの妊婦の方など、ある程度カテゴリーで部屋を分けたうえで避難者を受け入れる予定です。

福祉避難所は、他の避難所と違いまして、大人や子供用のオムツ、生理用品等も備蓄しており、保健師による健康観察も可能となっております。

実際は、車椅子での移動が必要であるとか、付き添いの方がいないと不安で避難できないとか、それぞれ個別の事情がありますので、今後は、避難者ひとりひとりに特化した、個別避難計画の作成にも着手しております。

ご本人、そして関係者でこの個別避難計画を共有しながら、支援が必要な避難者に寄り添える災害対応をしたいと思っております。

最後に、災害時における福祉支援体制の構築を推進するため、例えば先月8日に初めて発表された南海トラフ地震の臨時情報後、8月21日、佐久保健福祉事務所、佐久総合病院健康管理センター、学校、保育所関係者、保健師で構成される「川上保健研究会」において、佐久大学看護学部准教授でもあり日本防災士機構・防災士の中嶋智子先生を講師としてお招きし、「防災減災の基本的理解と子どもたちに向けた防災教育の必要性」について勉強会を開催いたしました。

今後は、令和元年東日本台風の本当の事例を、佐久市の民生委員や佐久市社協の人からヒアリングしたものをゲームに反映した、「佐久避難所運営ゲーム」S/H/U/G（佐

久ハグ)なども活用しながら、より実践的な運営スタッフのトレーニングも重ねていけたらと思います。

知識があっても実際逃げれるかわかりませんが、知識がないと逃げれないことはわかっています。学校だけでなく、地域が関わる形で、地域全体の防災教育の向上や地域全体で防災力があがることを目指して、社協、民間、福祉に携わる団体、地域のリーダーが、ネットワークを組んで、対処法を相談しておき、いざという時に冷静に行動することができるように準備を進めていけたらと思います。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 続いて、答弁を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 外国人実習生への災害時の対応はどうなっているか、現在の村の防災対策について村としては十分だと考えているか、という意見についてお答えします。

まず外国人実習生の災害時の対応ですけれども、令和元年の19号台風の際には、外国人実習生の皆さんは、雇用されている農家の皆さんと相談や話し合いをされて、避難の判断をされていたと思います。

今後予測される災害の状況にもよりますし、台風等による風水害なのか、大地震によるものなのかによっても判断が分かれるところではあります。

また、個々の住居の場所、建物が1階建てなのか2階建てなのかといった条件、木造なのかそれ以外なのか、建築基準法上の現在の耐震基準を満たしている建物なのか、などなど。また、昼なのか夜間なのかによっても異なります。その時が、どういった状況なのかによって、避難の場所も判断も異なってくるものと承知しております。

村のホームページには7か国の記載もあります。こちらをご覧ください、危機が迫っている中でのスムーズな避難をお願いしたいと思います。

続きまして、現在の川上村の防災対策について村としては充分だと考えているか、という点ですが、防災対策のうち、避難所については、川上村防災計画に、適した避難所には丸の印がありますが、水害に適さない避難所、土砂崩落に適さない避難所、立地条件によってはいろいろな避難所が出ておりますので、適否の判断がしてあります。

例えば、水害に適さない避難所を、適した避難所に変えて、水害から守るためには、高い場所に避難場所を設置すれば良いと思います。しかし、その場所が土砂崩落の危険がある場所ですと、また、避難所としてはすべてにおいては、適した避難所ではなくなってしまう。また、今お住まいの場所から、あまり離れた避難所では移動に時間が掛かるといったデメリットもありまして、その辺もどのようにしたらいいかという点もございます。

避難所はどの避難所もすべてにおいて十分な避難所は無いと思っておりますので、ご了承くださいたいと思います。

また、避難所で主に使用します災害用備蓄品ですが、食糧品では、それぞれ種類はありますが、保存水が 300 本ほど、アルファ米やおにぎり、ご飯類が 200 回分、パンも 600 回分は備蓄しております。

感染症対策用品として、手指消毒用アルコール、除菌用ウェットティッシュなどに加えて、マスク等も備蓄していますし、使い捨て手袋 6,000 枚、プラスチックガウン 600 枚。簡易ベッドも 50 床、パーテーションルームも 50 張り、プライベートルームは 8 張り等々は備蓄しております。こちらも十分かどうかという点もあります。

生活用品としては、毛布 665 枚、カイロ 1330 個、男性用、女性用の肌着、紙オムツ、トイレトペーパーも備蓄しております。その他には、夜間照明用の投光器一体型の発電機、投光器、発電機、蓄電池、石油ストーブ 20 台等も備蓄しております。

現在、当村で想定できる範囲での備蓄となっております。しかし、これで十分ですかと問われると、避難される方の人数、避難される時間や日数によっても、どの程度が必要かが、大きく異なってまいります。

いずれにしましても、避難される際に、時間の猶予がある場合には、ある程度身の回りの品は、お持ちいただきたいと思っております。特に定期的に医師の処方等による服薬をされておられる方はお持ちいただきたいと思います。

ただ、急な災害、特に大地震等は何も持たないで避難されることが想定されます。このような場合に備えての、受け入れ態勢を整えて参りたいと思っております。

先日の新聞報道では、東京都の備蓄備品の状況が掲載されておりましたが、年々増加しており、10 年間で 4 倍の 730 万食分となっております。東日本大震災の際には、紙オムツが追加され、熊本地震では米粉クッキー、ミルク、2019 年の台風からは、段ボールベットや屋内テントが、能登半島地震では携帯トイレが追加備蓄品に加わってきております。

大学教授によりますと、むやみに量を増やすと、管理が難しくなる面もあり、孤立の危険性の高い地域に、災害リスクに応じて優先順位を付けて必要量を確保していくべきだというコメントが載っておりました。

どの程度までが妥当かは判断できかねる、といったところでした。東京都は首都直下型地震等への備えもあろうかと思っておりますので難しいところです。東京都とは予算規模が全く違って比べられませんが、当村も必要な規模で備蓄品の確保に努めてまいりたいと考えております。

私からは、以上です。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子君） 村長に再質問です。前向きな考えは、懇談会に関しての前向きな考えは分かりました。私は令和2年の村民懇談会に一般で参加していました。各種団体の役員の皆様、一般村民の方々70名ほどの参加があったと思います。住民懇談会で若妻会、婦人会から帰省する子供たちのPCR検査を村負担で受けられるようにしてほしい、との意見がありました。それには早々補助金を出していただけましたし、黒沢橋からいずみや橋の支障木の伐採をしてほしいとの意見もすぐに実行に移していただき、村民の声が直に届いたことを実感でき、大変嬉しく思いました。

村長が村民に会った際に、とてもフレンドリーに対応をして話しかけてくれるので、とても身近に感じるという声も多く聞きます。しかしどちらかというと、男性の皆さんは村関係の役員になっているので、直接話す機会はあるのですが、お年寄りや学生、女性の話はあまり聞いていただく機会はないような気がします。車座集会や懇談会を定期的に開催し、様々な立場の幅広い世代の方々からバランスよく意見を聞き、村政の課題や村づくりに取り組んでいただきたいのですが、その点はどう思われますか。

○議長（由井秀樹君） 村長。

○村長（由井明彦君） 私は元々村の村政に対して、村民に寄り添った村政をしていきたいというのがモットーでございました。こういう問題につきまして、なかなか自分で始めるということができないというか、非常に難しいところがあります。そんな関係上渡邊議員みたいに、やはりこういうふうに催促をされた方がやりやすい気がいたしておりますから、またぜひこれからもそういうご指導をお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（由井秀樹君） 渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子君） 理解いたしました。村長のお気持ちを理解しました。これからも村民に寄り添った村政のためにぜひともよろしくお願ひします。これで質問を終わります。

保健福祉課長に再質問します。最初に役場の皆さん、保健福祉課、民生委員、福祉に携わる皆さんの普段の努力により地域の安全で豊かな暮らしを続けられることに感謝いたします。

さて、今年の能登半島地震でも課題になっていましたが、支援を必要とする福祉避難所について、一般の避難所を経由せず直接避難できるようにすること、と国が自治体に求めています。川上村は早くから福祉避難所がヘルシーパークとデイサービスに確保されていて、直接避難ができるようになっていて、とても安心しました。

しかし令和元年の台風19号の際に、ヘルシーパークを福祉避難所と知らず、避難してきた方が、別の避難所に移動させられたと聞きました。そのようなことが起こらないよう周知徹底を図ることが重要だと考えます。

そして緊急で避難してくる方、自分を忘れ、横暴になることもあるかも知れません。職員皆さんも同じ避難者ですので、私たちがマナーを守った行動を取らなければいけないと思っています。

また、個人避難計画書全国的に2割から3割ということですが、川上村は特に必要とされる方は30名程度とお伺いしました。他と比べて人数的に少ないと思いますので、柔軟な対応で避難してきた方に安心感を与えられる支援体制づくりをお願いしたいと思います。

これで保健福祉課長への質問を終わります。

次に総務課長です。ここ数年各地で想定外の災害が起こっています。川上村も南海トラフ地震が起こった際には震度6と想定され、地震には強い川上村と思っていた自分の考えがくつがえされ、とても恐怖を感じました。台風以外でも線状降水帯の発生や集中豪雨に見舞われ、各地で災害が起こっています。もう想定外ではなく、身近な普通に起こりえる災害となりました。川上村でもハザードマップが作成され、大きな地図が配られていて、大変見やすくなっていますが、残念なことに多くの方が広げることはないと言っていて、災害に危機意識を持つ方はまだ少ないと感じています。

ハザードマップを見ながら避難所の様子を数か所廻ってみました。一番目は川上保育園、洪水避難×、がけ崩れ土砂崩れ、地すべり避難は○ですが、駐車場前に山があり、その点危ないと感じました。二つ目は文化センターに渡る橋は、川が溢れた場合、今まで何回か危ない目にあっています。産業道路ができたとはいえ、大雨の避難所には向いていないのではないのでしょうか。

三つ目、三鷹市川上村自然の村は洪水、土砂崩れ、地震、すべての避難が可能になっています。令和元年の台風19号の際に体育館に土砂が流れこんだ経緯がありました。その後避難所としての変更はありましたか。

四つ目、各地区のゲートボール場が指定緊急避難所になっています。指定避難所の違いは長くいない場所ということですが、少しの備品はなにか置いてありますか。

川上村の場合、季節的に避難する場合に夏と冬では大変違うと思います。

五つ目、川上村総合計画に係る村民意識の中で、自然災害、地震、火災、水害の防災対策では満足やや不満40.9%、不満がやや不満44.1%と不満が上回っています。その中でも災害時の安全な避難場所と避難するのに安全な道路の確保をお願いしたい。

婦人会の関わり方をどうしたらいいのか。炊き出しなど誰の指示を受ければいいのか分からない。との質問がありました。

回答も書いてありましたが、避難ルートについては各地区の防災マニュアル作成を始めている、地元と協議をし、安全ルートを確保したいとありました。

質問ですが、各地区の防災マニュアル作成はどの程度進んでいますか。

二つ目の回答に婦人会の方も避難者であるので、炊き出しがないよう備蓄品を備えているとありました。備蓄品は十分備えていると先ほど伺いました。人数にもよるので、この件は分かりました。

以上をお伺いします。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 避難所ですけれども、三鷹市の体育館については不幸にも水害ということで土砂災害が起きてしまいました。ただ施設内については宿泊可能な状態でしたので、その辺はまだ変更しておりません。

先ほど申しましたけれども、避難所までの距離がありますので、もう少し身近なところで避難できる所があればいいと思うのですけれども、ない場合はそういう長距離的避難も可能な場所を確保しておかなければいけないと思っております。

19号災害の時には、三鷹市に避難する方はいらっしゃらなかったと思うのですけれども、町田市の指定休暇村には避難した方がおられまして、そちらも宿泊可能な避難所としての役割を果たしていただいております。

指定緊急避難所ということで、どのくらい備品があるかということですがけれども、ゲートボール場とか、基本的には短時間、数時間ということで考えておりますので、その辺には避難所としての備品は考えておりません。

最後の避難ルートですけれども、こちらマニュアルとして避難ルートを確保しなければいけないと思っておりますけれども、複雑な災害ですとか、どこが安全なのかということも出てきますので、1ルートだけではなくて、いろいろなルートを考えていかなければいけないと思っております。

ハザードマップを広げないというような質問がありましたが、それはぜひご覧になっていただきたいと思っております。それこそ50年に1回、100年に1回というような災害もございまして、そちらもハザードマップに通してありますので、それをご覧になっていただきたいと思っております。

保育園の避難所ということで、洪水避難については×で、山もあるので、土砂災害に危険だというご指摘もありましたので、その辺も含めて検討させていただきます。

文化センターについては川、こちら危険だということでしたけれども、今度左岸道路ができましたので、いうことがあるので、右側が安全か左側が安全かというもありますけれども、その辺も文化センターについて、一旦文化センターに避難した後、役場、公民館の方に移動して避難していただいたという経過もありますので、それも含めて検討したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（由井秀樹君） 渡邊亜子君。

○4番（渡邊亜子君） 答弁ありがとうございました。ゲートボール場の避難所ですけれども、特に全然なにもないんです。緊急で短時間ということですが、立っているわけにはいかないの、ブルーシートくらい、傷むものでないものは各場所に置いてもらうといいかと思います。

防災に関してはその時々状況が代わりの確な判断が必要だと思いますが、情報の発信は大事になってきます。防災無線を私たちは聞いていろいろなことを判断していると思いますが、防災無線の電池、電源が落ちた場合、電池の入れ替えの指導がされてないと、やてみたら開けにくい、四角い、上の所のどこに電池があるか分かりにくいので、また年配の方はK C Vを見る機会が多いので、K C Vでこちらに電池が入っていますので、定期的に入れ替えをお願いしますとか、そのような方法をお願いします。

私たちはとかく行政に頼りがちなのですが、自分や自分の家族の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るという、自助意識向上につながる防災意識の普及啓発が必要だと思います。

災害時ご近所や身近な声かけ、助け合いが大きな力になります。隣組み単位のような小さなコミュニティで集まる機会を設けて、地震、台風、洪水など災害でマップを確認したり避難場所、避難経路の確認をし、危機管理意識を高め合うことができれば、昔から培った人情味あふれる川上村ならではの自主防災組織ができます。区や公民館の連携による円滑な応急活動実施のため自主防災組織の整備育成を推進していただきたい。

それと村外に住民を置く外国人実習生にも希望者に災害ボランティアとして登録してもらうのはどうでしょうか。その点も伺います。

先ほどの外国人の避難経路ですが、各家庭にということだったんですが、前回の台風の時に研修生だけを中央公民館において、家族が帰ってしまったという例があって、スタッフが大変困惑したと聞きました。そういう所も各家庭に自分たちの研修生は自分たちで守るよという啓発をお願いしたいと思います。

以上です。答弁をお願いします。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） ゲートボール場にはなにもないと先ほど答弁しまして、ご指摘のとおりブルーシートなどは準備していきたいと思います。防災無線の関係の電池の件ですけれども、村づくり推進課と話し合って、K C Vでピーアールできるようにしたいと思います。

私も先ほど申しましたけれども、行政でできることも限りありますので、基本的には避難する際に、自分で持ってこれるものは自分で持ってきて、できる限り身の回りのも

のは持ってきていただければ、当然防災避難所としては助かりますので、そういったことをお願いしたいと思います。

災害ボランティアとして外国人の方々を登録してはということは非常にいいアイデアだと思いますので、その辺も含めて、先ほどの避難の関係で家庭ということでもありますので、当然雇い主というか、家族ぐるみでそういったことをしていただければと思いますので、今後ともそれは検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

中央公民館に外国人実習生を置いて帰ってしまったということはあったかも知れませんが、家族単位ということですので、そこは切り離さないで一緒に避難する、家の中にいるということで、その辺はまた啓発していきたいと思います。

よろしくお願いします。以上です。

○議長（由井秀樹君） 渡邊亜子君。

○4番（渡邊亜子君） 総務課長に質問があります。外国人実習生の7か国のホームページができて全部見ましたが、翻訳機能で時々違う文章が出るかも知れませんが、うちの研修生に見せたら、良く翻訳されているということでした。ホームページにアクセスする方法を外国人実習生は知らないです。改めてポスターを作るというのは出費になってしまうので、川上村ホームページのQRコードと公式ラインのQRコードだけのステッカーを作り、村を案内するポスターなどに張り付ける手もあると思います。

台風や河川の増水などの災害はある程度予想が付きませんが、大地震が起きた際は想像が付きません。ここで災害管理能力を高める必要があります。各種防災の取り組みの一環として、応急手当、救護スキルの習得講習などを定期的に開催し、外国人実習生も参加できる機会を与えてください。また新たにハザードマップ作成の際には村に結構置いてあるAEDの場所の明記もお願いしたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 外国人の方のホームページが目につきにくいということですので、ご指摘のありましたようにQRコードをどこかに張り付けるという点もありますし、こちらでもなにかの際にはピーアールしていきたいと思っております。

AEDの場所についてもハザードマップに落とすなどして、分かりやすいようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で4番議員渡邊亜子さんの一般質問を終わります。

一般質問を続けます。通告番後2 9番議員大西たま子さん。

○9番（大西たま子君） 通告に基づき2点について質問します。

1点目は児童クラブの入所についてです。現在小学生が1年生に入学した児童クラブ入所は5月からとなっています。4月から2年生3年生は入所できるのに1年生はなぜ5月からなのか。この線引きの理由について伺います。

このことにより働く保護者にとって4月の1ヶ月間放課後の子供の保護がどうか、と大変悩んでいると思います。また仕事とどう折り合いをつけて子供を保護できるようにするかもいろいろ苦勞していると思います。事業所や職場との調整や仕事を辞めるべきかといろいろ大変な雑多な選択を迫られているのではないかと思います。

村は、働く保護者がこのような状況におかれていることについて、把握できているのか。また、このような状況に対して村はどのように考えているのか。

2点目の質問は、高齢者の熱中症対策についてです。

地球温暖化の影響で川上村でも真夏日が何日も続くような状況になりました。熱中症で受診される方や体調がすぐれなかったと話す方もいます。村として高齢者の熱中症対策をどのように考えているか、伺います。

私は対策のひとつとして、高齢者へのポータブルクーラーのレンタルシステムを導入したらどうかと提案しますが、いかがでしょうか。村が計画している熱中症対策と合わせて伺います。

以上で1回目の質問を終わります

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君） 2番大西たま子議員の「児童クラブの入所対応について」ご質問についてお答えいたします。

現在、1年生の児童クラブ入所は、5月からとなっておりますが、これは1年生が入学してから学校生活に慣れるまでの間、他の学年と日課が大きく異なりまして、給食前に下校になることや、下校指導等があることにより、児童クラブ開所当初からこのような日程になっております。

その他、平日は下校時刻から午後6時まで、夏休みは午前8時15分から午後6時まで開所しております。夏休み期間については、当初、半日のみの開所でありましたが、保護者の方の要望により、午前8時30分から午後3時までと時間を延長、その後、さらに午後6時までと、時間を延長した経過がございます。

また、今年度は朝の開所時間を早めてほしいという要望がございましたので、朝の開所時間を8時30分を8時15分からとし、例年より早めて実施いたしました。

毎年、夏休み期間を開所する際は、現在雇用している支援員のみでは人手が足りず、高校生や大学生のアルバイトを雇用している状況もあります。

もし、春休みを開所することとなった際には支援員不足にならないよう慎重に検討し

ていく必要があると考えますが、保護者の方のご要望は、1年生を春休みから預かってほしいということだけでなく、夏休み期間の開所時間をさらに早めてほしいとか、冬休みを開所してほしいとか、小学校の計画休業の日を開所してほしいとか様々なご要望をいただいているところです。

毎年度少しずつではありますが、拡充を図っておりますが、現在、多くのご要望をいただいておりますので、今後の予定として、現在、児童クラブを利用しているご家庭等を対象に、ニーズ調査等を行い、調査の結果をもとに要望度の高いものから児童クラブの拡充と支援員の確保を図っていきたくと考えております。

村内における児童の預け先は児童クラブのみとなっていることから、その重要性を鑑み、児童クラブの運営も時代に沿う形で運営していかなければなりません。働く保護者の方が預けたいときに安心して預けられる児童クラブを目指し、今後も児童及び保護者に寄り添いながら事業を実施してまいりたいと思います。

児童クラブについては以上であります。

続いて、高齢者の熱中症対策についてご質問にお答えいたします。

ここ数年、猛暑が続き、全国では熱中症で多くの方が救急搬送されております。気象庁では、今年夏6月から8月の日本の平均気温が平年を1.76度上回ったと発表し、「今年の軽井沢・平均気温史上最高」や8月24日には「上田・全国2番目38.4度」など新聞やニュースで毎日のように報道されています。川上村でもここ数年暑い日が続く、今年は特に暑い日が多くありました。

また、高齢者に限らず、ここ数年は、農作業中に熱中症で、年1名程度は診療所を受診される方がおります。

高齢者の熱中症対策ということですが、民生児童委員または保健師、川上村社会福祉協議会の職員がご自宅を訪問した際は、熱中症予防の呼びかけを行っております。

ポータブルクーラーの導入に当たっては、エアコンに比べ金額も手ごろな価格であります。冷却性能や排気、排水方法、稼働音、間取りにあったサイズなど機種選定や価格帯、そして管理方法など含めた規定の整備や予算など課題がいくつかあります。

高齢者にとっての熱中症対策がどういった方法が一番効果的なのか、高齢者ご本人や、そのご家族と相談支援等のサポートをしていけたらと思います。

熱中症は、高い温度や湿度で体内のバランスが崩れ、体温調整がうまくできなくなることから起こります。エアコンを適切に利用することが推奨されておりますが、エアコン・扇風機を上手に使用して、停電した場合でも、日頃から各自で予防法など確認しておくことも大切です。

厚生労働省、経済産業省、環境省のリーフレットでは、

- ①エアコン・扇風機を上手に使用する
 - ②部屋の温度を測る
 - ③部屋の風通しをよくする
 - ④こまめに水分・塩分を補給する
 - ⑤シャワーやタオルで体を冷やす
 - ⑥暑いときは無理をしない
 - ⑦涼しい服装をしている外出時には日傘、帽子を用意する
 - ⑧涼しい場所・施設を利用する
 - ⑨緊急時・困った時の連絡先を確認しておく
- などあります。

今後も引き続き、包括支援センター職員、民生児童委員、社協職員等がご自宅を訪問した際には、リーフレットなども活用した熱中症予防への呼びかけ・見守り活動に力を入れていきたいと思っております。

また、県では「信州省エネ家電購入応援キャンペーン」を昨年度に続いて2回目の実施もしておりますし、非課税世帯等への国からの給付金支給なども行っております。そうした制度もうまく活用していただきながら、自分自身にあった熱中症対策もご検討いただけたらと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。大西たま子さん。

○9番（大西たま子君） 児童クラブについて再質問します。私は保護者から児童クラブの実態を聞かされて、1カ月間も入所できなかったことに大変驚きました。川上村の総合計画の基本政策に、安心して子供を産み、暮らし続けられる環境を作るとありました。この項目の4番目に児童クラブの取り組みとして、保護者のニーズに応じて保育サービスを提供をするとありました。

この目標は村長はじめ役場内で意思統一され、確認された方針と受け止めています。このことを受けて先ほど課長が児童クラブの今後にことについては、たくさんの要望があるので、調査をして充実と拡充していくのと一致するのかなというふうに受け止めました。しかし1カ月というのは長いのではないのでしょうか。早急に実施していただけたらと思っております。

小学生が入所した時に、入学して学校生活をして慣れるために、環境になれるために、下校指導のため、給食前に下校するということもありまして、5月からとなっておりますが、小学生は保育園ですでに給食生活を経験をしています。そういう中で5月までというのはどういうことなのか疑問に思います。

早急に実施していただけるように要望いたします。

やはり児童クラブに行くといろいろな要望が聞かれます。夏休みについては徐々に充実できているということで、大変良いことだと思っています。その後夏休み以外の休みも結構学校の休みに合わせて児童クラブも休みをしています。綱領の中にも学校が休みの日は休むような項目が書いてあります。そういう項目は削除できるように子供たちの発達を充実できるようにやっていただきたいと思います。

課長には踏み込んで、4月いっぱい休みではなくて、5月からというのは止めますということを決断をここで発表できないものか伺います。

○議長（由井秀樹君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君） やはり受け入れするに当りましては支援員の確保も必要でありますし、また学校や保育園との協議も必要となってきますので、ここでははっきりとは申すことはできないのですが、今後検討させていただきます。

○議長（由井秀樹君） 大西たま子さん。

○9番（大西たま子君） 協議するのは大事だと思います。だから4月に入ってではなくて、早めに児童クラブを利用する方の保護者に動向を聞いて、早め早めに対応していくことは大事ではないかと思います。

保育園も入所の申し込みは11月にすでに来年度の入所を受け付けますということで、村内放送されています。児童クラブも同じように福祉施設でありますので、同じような対応をしたらどうかと思います。

村の生活様式も農業の形態も以前と大きく様変わりしています。家族の中で子どもを育てて家族同士がお互いに子育てを担っていく状況ではなくなっています。村の中も治安の不安があります。そんな中で子ども同士が遊んでいる姿も見られなくなりました。子育ても社会の中で進んでいる時代になっていると思います。そういう意味では川上村の児童クラブは大変一生懸命やっていると思いますが、やはり不足分については充実できるようにやっていただけたらと思います。

しかし、今のお答えでは、勇気をもって、私にこうして欲しいという要望をこういうふうにならんと、なんとか4月から実施できないものかという方に説明が、今の状態ではその方にどう説明したらいいかお答えできないでいます。どういうふうに説明したらよいか、課長、お願いできますか。

○議長（由井秀樹君） 由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君） 村では、保健福祉課の方では秋に児童クラブのニーズ調査を行う予定であります。現在の児童クラブの利用者とか、また来年度入る保護者の方に、児童クラブの調査をいたしまして、要望の結果を踏まえて検討していく予定であり

ます。

現在上地区の児童クラブの人数は26名、下地区は34名、来年度の入学予定者は39名と聞いております。そういった方を対象に要望等を調査をして、優先順位等を踏まえながら、また現場の支援員等もどうしたらいいか相談しながら検討していきたいと思っております。

今川上村放課後児童健全育成事業運営要綱に基づいて、児童クラブを運営しているところですが、今受け入れる要件といたしまして、労働でありますとか、母親の出産等、病気等負傷など様々な要件が規定されています。特に労働につきましては昼間週3日以上、1日7時間以上の就労をしている保護者の規定等もございますので、それに照らし合わせまして、可能な限り受け入れる体制でいけたらと思っています。

以上です。

○議長（由井秀樹君） 大西たま子さん。

○9番（大西たま子君） ただいま答弁いただきました。支援員の方はこの問題についてき取り調査をしたところ大変喜んで、いっさい1年生の壁をなんとか突き破ってほしいとか、私たちは例え1人がいたら受け入れますととか、私が課長が言ったことと反しますが、支援員は私たちで回せば足りるというふうな話も聞いています。

ぜひ保護者の方が安心して仕事に励む間、児童が安全で過ごせる環境を整えることは村としても子育てしやすいという評価が上がるんじゃないでしょうか。

また児童クラブを支える支援員も一生懸命に子供の養育に当たっています。このような支援員の熱意にも応えるような支援を村にお願いをして1点目の質問を終わります。

引き続き高齢者の熱中症対策についての質問させていただきます。

この異常気象中で暑くて眠れないとか、外へ出られない、ちょっと出ただけでくらくらするというような話を聞きました。また扇風機を回していると最初はいいけれども、温かい風になってまた暑くなるとか、食事を作るにもおっくうになる、精神面や健康面の心配が大きかったこの夏だったと思います。

また村内でも以前室内で1人暮らしの方が熱中症になったと聞いていました。村ではこの対策として、民生委員や社協の方、保健師の声かけをしていると伺いましたが、月にどのくらいの頻度で声かけをしているのでしょうか。暑い中で民生委員さん、社協の方、保健師の方大変なご苦勞をしていると思いましたが、月はどのくらいで、内容については先ほど伺いましたが、月にどのくらい通っているか伺います。

それで足りているのか、そういう中で熱中症の症状がないようになっているのか、その辺を伺います。

○議長（由井秀樹君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君） 私たちの訪問の程度ですが、民生委員とか社協を利用している方、ヘルパーさん、包括支援センターの人たちが定期的に訪問するのは毎日は無理ですが、定期的には月に1回から2回程度訪問しております。今年度社協に委託をしまして、65歳以上の高齢者の実態調査も進めているところであります。毎日は無理ですが、定期的な訪問の際には声かけをしたいと思っております。個別に、一人ひとりケースも違いますので、もしそういった方がおられましたら、地域包括支援センターにご相談いただいで、対策を練っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 大西たま子さん。

○9番（大西たま子君） 民生委員さんの中にはやはり毎月通えなくて、ほとんど訪問活動をしていない方もいると以前伺ったことがあるのですけれども、そういう方もそういうことがないように、やはり月1回か2回、特に夏は廻っていただけるようにご指導をお願いしたいと思えます。

それとやはりポータブルクーラーについては私もいろいろ調べたのですが、クーラーをつけるよりもかなり安く涼しい環境を整えるのかなと思って今回提案いたしました。早急にそういうことも検討していただけたらと思えます。

消防署や診療所では、関係者にお話を伺うと、去年は7名の消防の要請がありましたけれども、今年は4名とのことでした。それも熱中症の啓蒙活動のせいかなとおっしゃっていました。

今回は高齢者の方々が暑い中、健康で暮らせる環境を整えていただきたいという思いでこの質問をしましたが、これは高齢者だけでなく、今や生産者の皆さんも野菜づくりのうえでご苦労されたのではないかと思います。こういうことは地球温暖化であらゆる地域での問題だと思っております。これは地球規模で取り組まなければならない問題でもあります。こういうことでは皆さんにもこの課題について関心を持ち続けて、地球温暖化について時には声を上げていっていただきたいと思えます。

川上村の歌にもあるように、ラジオ体操の前に流れる歌ですが、この歌の最後に「暑さを知らぬ仙峡よ」という歌詞あります。これは大深山の由井虎男さんが作られた歌ですが、1日も早く川上村にも涼しさが来るように願って、この質問を。

以上で質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） 以上で9番議員大西たま子さんの質問を終わります。

ここで11時20分まで休憩します。

(11時08分)

(休 憩)

(11時20分)

○議長（由井秀樹君） それでは休憩前に引き続き会議を続けます。

一般質問を続けます。通告番号3 8番議員 林 克比古君。

○8番（林 克比古君） 8番議員 林 克比古、通告に従い質問いたします。

空き家対策について質問します。何度か空き家について質問がありましたが、現状、研修生寮などに利用されている空き家はリフォームなど可能ですが、放置された空き家は瓦やブロック塀が崩壊しそうな放置された空き家等が見られるが、このような放置空き家について村として何らかの対策を考えているのか。

佐久穂町、小海町は解体費用として補助金を出しています。北相木村は建物内を空にした状態で解体費全額を出し、その代わりにその土地は村の名義に換え、村で利用するという対策を出しました。そこまではしなくていいのですが、相続している方と連絡を取るとか分からなければ調べる、突き止めることなど担当者を置くことがだいじではないかと思います。

相続した方が危険な空き家の解体ができるようお手伝いも大切だと思います。跡地利用を考えたりするなど負担を軽減できるような対策を考えていただきたいのですが、何か考えていましたら教えてください。以上です。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 原むらづくり推進課長。

○むらづくり推進課長（原 岳司君） 8番議員の空き家対策についてのご質問にお答えします。

空き家の増加は人口減少、少子高齢化、ライフスタイルの変化など様々な要因から、十数年前から全国的にも大きな問題になっております。川上村も多分に漏れず同様の理由から空き家が目立ってきている状態です。

村内の空き家状況ですが、平成29年度に職員によりまして空き家等調査プロジェクトチームを立ち上げまして、また行政連絡員にご協力をいただきながら、空き家状況の把握を行いました。

昨年度には、この調査を基に「倒壊等保安上著しく危険となる恐れがある」と判断された空き家を中心に、再度現地確認を行なっております。結果としまして、村内の空き家は118件あり、所有者等により適正に管理されているものは72件、適正な管理がされておらず、景観を損ね、周辺的生活環境保全を図るために放置することが不適切とした空き家が18件となっております。

景観を損ね周辺的生活環境保全を図るために放置することが不適切とした空き家18件の内、所有者も管理者も不明な空き家が1件ございました。

また空き家に関する所有者からの相談や近隣住民からの苦情は、年々増加傾向にあり

ます。

現在、そういった相談や苦情は担当職員で対応しておりますが、放置空き家といいますが、個人の財産（所有物・不動産）ということになりまして、プライバシー等の観点からも、深く立ち入ることができなくて対応に苦慮していることから、今後は法律など専門知識のある「民間を活用したワンストップ窓口」の導入や倒壊等の危険性のある空き家についての解体に対しての補助について検討するとともに、他市町村のように移住などの相談にも対応した空き家バンクの設立や空き家等のリフォームに対する補助金を検討していく必要があると考えております。

来年度の事業化に向けて検討しているところでございますが、予算化の際には改めて、議会の皆さんに詳しくご説明していきたいと考えております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 8番 林 克比古君。

○8番（林 克比古君） 今、空き家バンクなどの話が出ましたけれども、それは利用できる建物の空き家に対してはだいじなことだと思いますが、現状で倒壊する危険性のある建物空き家に対して、何らかの村の方で対策を進めていかないと、台風とか地震とかというと、もう私が見た目でもその時には瓦が落ちるとかそれがまた何かの災害につながるとか、ブロック塀が倒れたらどうなるのかという感じがする建物に見えます。

是非、この問題について18件の内1件分からないという話ですけれども、なんとか後を追っていくというかたどり着いて、持ち主との話、持ち主が負担がたいへんだと言ったら例えばその土地は村の方で解体して、その時に隣接地に販売とか売の話などを進めるなどという手助けというのもだいじだと思うのですが、その辺はどうお思いですか。

○議長（由井秀樹君） 原むらづくり推進課長。

○むらづくり推進課長（原 岳司君） そういうことも含めまして、知識のある民間業者に相談できるようになっております。それで村の方で強制的に執行というところちょっと順番がありまして、空き家特別対策措置法というのがあるのですけれども、まずその空き家を特定空き家というふうに村で設定しまして、それから指導が入って、それでもやっただけでない場合は勧告ということになります。勧告でもやってもらえない場合は命令ということになって、この時点で50万円以下の罰金というのが発生してくるのですけれども、それでも従っただけでない場合は村の方で代執行ということができまして、その場合は村がやるのですけれども、その代金については持ち主さんに請求するという流れになりますので、すぐ村が代執行ということにはできないのですけれども、時間がかかるのですけれども、そういう手続きになります。以上です。

○議長（由井秀樹君） 8番 林 克比古君。

○8番（林 克比古君） ある方から今一番傷んでいて倒壊されそうな家の方から一度見

積りはどのくらいですかという依頼がありました。そこで見積りを出したらその金額は自分では払えないからやっぱりそれから話が途絶えてしまった物件があるのですけれども、どうしてもやはりどんどん傷んでくると金額も伸すようになるし、そこまで自己負担できないから、その相談を何とか村でのって、どのくらいまで出せるのかと、例えばその土地を隣接の方がほしいという方がいると思うからとそういう人と相談してという手助けを私はお願いしたいと思います。是非そういう面も協力してやってください。以上です。

○議長（由井秀樹君） 原むらづくり推進課長。

○むらづくり推進課長（原 岳司君） 補助金につきましては、先程の佐久穂町や小海町などを参考にしまして、来年度前向きに検討していきたいと思います。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で8番議員 林 克比古君の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。通告番号4 2番議員 川上真人君。

○2番（川上真人君） 2番議員 川上真人です。通告に従い2つ質問をします。

梓山公民館は避難場所にもなっており、非常食、水等の保管がされております。建設は梓川、千曲川の氾濫に備えて大部分は水が抜けられるように当時としては画期的な建設だったと思われれます。幸いにも1回も水につかることなく現在に至っております。

当面の間、建替え等の計画はないと思いますので、これからも川の氾濫がないことを祈ります。

質問ですが、梓山公民館、梓山消防団詰め所と公団上梓川の真ん中に建っております。河川に公共の施設が建っているのはいかがなものかと思いますが、村としてどのように考えているのかお聞きします。

また村内にはこのような箇所が他にもあるのかお聞きします。以上2点よろしくお願ひします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） それでは梓山公民館の場所が公団上河川敷内にある点のご質問でございますが、2番議員のおっしゃるとおり、公団上は大部分が河川敷内でございます。一部個人地もあるわけですが、その辺はご承知いただいているものと思っております。

各地区公民館ですが、それぞれの設置時期は異なります。昭和の後半40年代に建てられたものがほとんどです。梓山公民館ですが、以前から同じ場所にあったとお聞きしております。

今の建物は昭和49年に落成しております。それ以前にも2階建ての建物の公民館があったそうですが、位置は今の場所だとお聞きしました。

いつの時代かは不明ですが、公民館をつくるにあたっては、村と地区である程度協議をして、用地は地元で準備をして確保したものだと思います。

一世代前の公民館の時には旧公民館のほかにそ菜組合の集荷場もあり、梓山地区の皆さんが昔から管理使用されていたものと推測されます。

梓山の公民館の土地を登記するには河川敷を払い下げしていただく手続きが必要となります。河川敷を払い下げしていただくには、川を廃止する、廃川処理が必要となってきますが、例えば今回の公民館用地だけでは無理でして、この一帯の河川について全体で廃川をしなければなりません。

公共用地はもちろんですけれども、個人が使用されている土地についても費用の支払等が発生してきます。

一帯の払い下げとなりますと、不動産鑑定士等によって鑑定された適正な価格で料金が決定されてきます。また面積や形を図面化するという測量も必要になります。一帯の面積も広いので、個人地も公共地も相当の費用が必要になると推測されます。

川上村にこのような箇所ですけれども、公民館用地として河川敷内にあるのは梓山公民館のみとなっております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 2番 川上真人君。

○2番（川上真人君） 梓山公民館以外でも公共の建物が河川敷に建っている建物というのはあるのでしょうか。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 公共の建物といいますと梓山公民館のみです。あとは公共用地となりますと、今やっております中学校の用地も河川敷に一部入っておりますので、私共は承知しております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 2番 川上真人君。

○2番（川上真人君） 河川敷の払い下げは今課長が申されたとおり非常に複雑で、払い下げるには測量をしたり、お金もかかったりということは十分承知しておりますが、今までずっとこの問題を放っておいてきたので、統合小学校の建設の遅れ、そのような問題が生じたことは確かだと思います。

これからは昔のように適当に河川敷に建物を建てるとか道をつくるとかはできなくなってくると思います。個人使用をしている箇所を含め1つ1つこの問題を解決していく必要があると思いますが、村のお考えはどうでしょうか。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 議員おっしゃるとおりこういったものを1つ1つ解決していかなければいけないと思います。ただ先程も申しましたように廃川処理となると相当な

費用もありますし、今使用されている地権者の方々の同意も必要になってきますので、そういったところで土地を改めて購入するようなことになってしまいます。そういったことの費用も発生してきますので、その辺のご了承が得られるかということも出てきます。

あと本当のことを言いますと、河川敷内には建物は建ってはいけないものになっていますので、その辺のことを村は承知をしておりますけれども、国県にその辺が出ていくとなると逆のかたちで今の建物自体を取り壊しが必要になったりとかの逆効果の可能性もありますので、なかなかこれも手を付けられないかなあというところもあります。

ただ前向きにいろいろとやっていかなければいけないことは承知をしております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 2番 川上真人君。

○2番（川上真人君） いろいろと問題はあるかと思いますが、1つ1つ解決できていくように頑張ってもらいたいと思いますし、私たちも頑張ります。よろしくお願ひします。これで質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） 以上で2番議員 川上真人君の一般質問を終わります。

散 会

○議長（由井秀樹君） これで本定例会にあった一般質問はすべて終わりました。

本日の日程は終了いたしました。

なお、この後委員会室において総務経済委員会、社会文教委員会をそれぞれ開催しますので、議員の皆様はお集まりください。

本日はこれをもって散会といたします。たいへんご苦勞様でした。

（午前 11時48分）

令和6年川上村議会第3回定例会（最終日）

令和6年9月12日

開議 午前10時00分

開 会 宣 言

○議長（由井秀樹君） 皆さん、おはようございます。

本日も全員の出席を得ております。これから、本日の会議を開きます。

日程第5 議第59号 川上村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 日程第5 議第59号 川上村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第59号 川上村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第60号 川上村国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 日程第6 議第60号 川上村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第60号 川上村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第61号 川上村福祉医療費支給条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 日程第7 議第61号 川上村福祉医療費支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第61号 川上村福祉医療費支給条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第62号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（由井秀樹君） 日程第8 議第62号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第62号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第63号 令和5年度川上村一般会計歳入歳出決算

○議長（由井秀樹君） 日程第9 議第63号 令和5年度川上村一般会計歳入歳出決算を議題といたします。

説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

中嶋議員。

- 1番（中嶋治樹君） この前いただいた令和5年度一般会計特別会計歳入歳出決算書の概要の中で、1頁目の村民税、固定資産税、自動車税についてお聞きしたいのですけれども、令和4年度を見たのですが、滞納者とか不能欠損額の金額が余り変わらないですけれども、毎年このくらい出ているのでしょうか。
- 議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。高見澤税財政課長。
- 税財政課長（高見澤 光君） お答えいたします。村民税の滞納金ですが、令和5年度につきましては、収入未済3,405万円ということですが、令和4年度も同様、またその以前も同様の金額となっております、過去の金額は今いくらということとは言えないのですが、申し訳ありませんが、このくらい金額は過去より続いております。以上です。
- 議長（由井秀樹君） 中嶋治樹君。
- 1番（中嶋治樹君） 分かりました。あとひとつお聞きしたいのですが、村の方では村民税と一緒に徴収していると思いますが、県民税は村から県の方へ納めるかたちになっているのでしょうか。
- 議長（由井秀樹君） 高見澤税財政課長。
- 税財政課長（高見澤 光君） 議員ご指摘のとおりでありまして、村民税と県民税ということで皆さんから徴収させていただきまして、毎月その内の県民税税分を村から県へ支払しております。以上です。
- 議長（由井秀樹君） 中嶋議員。
- 1番（中嶋治樹君） そういうことは滞納、未納の人の分が徴収できない分は、村民税は村が立替で払っているという解釈でしょうか。
- 議長（由井秀樹君） 高見澤税財政課長。
- 税財政課長（高見澤 光君） 立替はしておりません。その部分に関しては今私もここでお答えできないので、また確認をして、後ほどお答えしたいと思います。
- 議長（由井秀樹君） 中嶋議員。
- 1番（中嶋治樹君） その辺は確認してもらって、村で立替で払っているようなことがあれば、真面目に払っている人が馬鹿を見るかたちになってしまうので、この前監査報告の時も税収の徴収が前より良くなってきていると監査委員の方がおっしゃっていたので、ぜひ滞納等がないように、もうちょっと努力してもらって、皆さんに払ってもらえるような方法も考えてもらえればと思います。以上です。
- 議長（由井秀樹君） 高見澤税財政課長。
- 税財政課長（高見澤 光君） いま確認するというお伝えしたのですが、県民税に関しては立替はしておりません。
- 滞納整理徴収率向上に関してであります、これまでも担当がいろいろなかたちで努

力をしているところでありますが、令和5～6年度は長野県滞納整理機構が千曲市にございまして、そちらで各自治体から集まった職員が、各長野県内の税金の徴収に当たっているわけですけれども、川上村から1名、今年度6年度職員が行っておりまして、令和7年度には戻ってくる予定です。そんな関係もありまして、職員も戻ってまいりますので、今後より一層の徴収対策に力を入れていきたいと思っております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 中嶋議員。

○1番（中嶋治樹君） 後ひとつ、これは時効はありますか。

○議長（由井秀樹君） 高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君） 地方税法によりまして、5年が時効になっております。

○議長（由井秀樹君） 中嶋議員。

○1番（中嶋治樹君） 5年で時効ということは、5年払わなければゼロになるということですが、中にはそういう方もいらっしゃると思いますが、そういうことはないようにだけは、お願いします。以上です。

○議長（由井秀樹君） 高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君） 分かりました。今の5年間で時効になるという部分であります。決算書の概要に載っていますけれども、不能欠損額ということで5年を過ぎた金額が載っております。5年間ということを知っている方も中にはいるようにありますが、そういう5年間という時効もありますので、5年が経過しない内に徴収する努力を今後も続けていきたいと思っております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 中嶋議員。

○1番（中嶋治樹君） 滞納整理機構へ1名行っているということで、その方が一生懸命勉強していると思うので、ぜひ皆さんが納められるように、村でも徴収できるように努力してください。以上です。

○議長（由井秀樹君） 中嶋治樹君の質問を終結します。

他に質疑はございませんか。渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子君） 今の川上村一般会計の薄い方ですが、7頁の上の方、農林水産業費、森の駅マルシェ運営費ですが、今年になってから決算書を見せていただいたのですが、前年もかなりの赤字で、今回もかなり増えているのですけれども、社協もかなり努力されていると伺いました。この点の森の駅マルシェの努力されている姿勢を教えてください。お願いします。

○議長（由井秀樹君） 中嶋産業課長。

○産業課長（中嶋昌哉君） マルシェに関して、決算説明資料にありますとおり収支ではマイナスではなく、若干の黒字となっております。ただ村でいろいろな部分を負担して

おりますので、総括してみるとなかなか単独での運営は厳しい状況ではあります。そうした中での営業努力ですが、数年前にフリーズドライのレタスを試験的に作りまして、それを活用する、販売するというをやっております。当初のように外部委託をしておりますと、非常に作るのにコストがかかるということでマルシェの従業員さんが、大深山の地区にある施設の中で、乾燥機とかそういうものを購入して、なるべく経費を抑えるという取り組みを始めております。若干ではあります、経営の方に反映していきたいということで取り組まれております。

今月、里農園道の駅を改良してできます。そこに納まるレタスはマルシェが一括で請け負うことになっておりますけれども、そういったところへの販売であるとか、その他、三鷹市、武蔵野市、関係交流市町村の所に出向きまして、村の物産等の販売にも鋭意努力をされている状況が見受けられます。以上。

○議長（由井秀樹君） 渡邊亜子議員。

○4番（渡邊亜子君） 努力されていることは分かりました。あとマイナスの面は人件費、今回も募集していますけれども、そんなに人手が必要なのでしょうか。あと、フリーズドライはコストがかかるというのは、確かに分かります。加工場で作っているのは、努力されているということは分かりました。

道の駅はレタスを川上村が専門に出すというのは伺ったので、本当に良かったと思います。

学校給食の方が、私たち出しているのですけれども、給食レンジャーで。マルシェを通して出す話になっています。マルシェを通して出すと二重になってしまうと思うのです。私たちは自分でJAとして地産地消という観点から、レタスを今日も持っていったのですが、その点二重になってしまうことはどう感じていますでしょうか。

人手、張り紙がしてあって、職員募集と書いてあったのですけれども、その点も人手が足りているかどうか伺います。

○議長（由井秀樹君） 中嶋産業課長。

○産業課長（中嶋昌哉君） まずは従業員の関係ですけれども、実際に正規として働いている方が10名前後、あと夏休みとかそういった時に高校生のアルバイトが雇われております。そうした中でどこの振興公社であっても同じことが言えるのですけれども、なかなかシフトを組んでいく中で今の人員では不足することがあるということで、従業員の募集をしていると聞いています。一部マルシェの中の体制もこの春から見直しを立てていまして、そういった部分で準備段階でうまくいってないこともありまして、いま募集をかけております。ただ応募がないというところも現状であります。

2点目の学校給食の関係ですけれども、農協サイドもそうですけれども、マルシェの

目的としてもやはり地産地消の推進というところが目的のひとつになっています。その中で私が考えるに、二重のかたちを取ったのは、マルシェの売り上げをあげようという策のひとつではないかと推測をしておるわけですが、そういった部分で手間であるとか、例えば余分に経費がかかるとか、そういうことがあれば理事会で見直し、いろいろな意見を伺いまして、見直しをしていきたいと考えておるところです。

○議長（由井秀樹君） 渡邊議員。

○4番（渡邊亜子君） シフトで人手不足というかその点は分かりました。

地産地消の意味からの学校給食なんですけれども、それがマルシェを通して高くなって学校給食費に関係してくるかなと思うので、その点よく考えてほしいと思います。

決算書ですが、マルシェに出している人と理事が見るようになっていたと思いますが、私たちも見たいので毎年出していただくようにお願いします。以上です。

○議長（由井秀樹君） 渡邊亜子議員の質疑を終結します。

他に質疑はございませんか。

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第63号 令和5年度川上村一般会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本決算は認定されました。

日程第10 議第64号 令和5年度川上村営バス事業特別会計歳入歳出決算

○議長（由井秀樹君） 日程第10 議第64号 令和5年度川上村営バス事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第64号 令和5年度川上村営バス事業特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本決算は認定されました。

日程第 11 議第 65 号 令和 5 年度川上村特別住宅特別会計歳入歳出決算

○議長（由井秀樹君） 日程第 11 議第 65 号 令和 5 年度川上村特別住宅特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 65 号 令和 5 年度川上村特別住宅特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本決算は認定されました。

日程第 12 議第 66 号 令和 5 年度川上村国民健康保険特別会計歳入歳出決算

○議長（由井秀樹君） 日程第 12 議第 66 号 令和 5 年度川上村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 66 号 令和 5 年度川上村国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本決算は認定されました。

日程第 13 議第 67 号 令和 5 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算

○議長（由井秀樹君） 日程第 13 議第 67 号 令和 5 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 67 号 令和 5 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本決算は認定されました。

日程第 14 議第 68 号 令和 5 年度川上村介護保険事業特別会計歳入歳出決算

○議長(由井秀樹君) 日程第 14 議第 68 号 令和 5 年度川上村介護保険事業特別会計

歳入歳出決算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 68 号 令和 5 年度川上村介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は認定されました。

日程第 15 議第 69 号 令和 5 年度川上村訪問看護事業特別会計歳入歳出決算

○議長(由井秀樹君) 日程第 15 議第 69 号 令和 5 年度川上村訪問看護事業特別会計

歳出決算を議題といたします。

説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 69 号 令和 5 年度川上村訪問看護事業特別会計歳出決算について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本決算は認定されました。

日程第 16 議第 70 号 令和 5 年度川上村簡易水道事業会計決算

○議長（由井秀樹君） 日程第 16 議第 70 号 令和 5 年度川上村簡易水道事業会計決算を議題といたします。

説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 70 号 令和 5 年度川上村簡易水道事業会計決算について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本決算は認定されました。

日程第 17 議第 71 号 令和 5 年度川上村下水道事業会計決算

○議長（由井秀樹君） 日程第 17 議第 71 号 令和 5 年度川上村下水道事業会計決算を議題といたします。

説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 71 号 令和 5 年度川上村下水道事業会計決算について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本決算は認定されました。

日程第 18 議第 72 号 令和 6 年度川上村一般会計第 3 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 日程第 18 議第 72 号 令和 6 年度川上村一般会計第 3 回補正予算を議題といたします。

説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

林議員。

○8 番（林 克比古君） 17 頁の教育費 3 目教育振興費の需用費、修繕費とあります

が、どのようなことを修繕するのか、教えてもらいたい。お願いします。

○議長（由井秀樹君） 長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） 第二小学校の秋山寮について修繕を行うものであります。壁のクロス、ふすまの張替え、ドアフォンが付いていなかったもので、ドアフォンを設置する、あと入口部分の階段廊下の通路に照明、そういったものの修繕になります。

○議長（由井秀樹君） 林議員。

○8番（林 克比古君） 今、ちょっとした修繕ですが、私が聞いているのは、秋山寮は前回クリーニング費用の予算計上されていました。クリーニングした部屋から移動した先生がトイレが使えず、修繕前の部屋のトイレを使用していると、先生からの報告が入っています。その件に関しては修繕しないのですか。

○議長（由井秀樹君） 長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） これについては今回の補正が間に合わなかったものから、実際のところお話しすると、裏の排水について掘りあげてどこが詰まっているのか、調査をしているところでございます。実際のところではもうすぐ原因が分かってきましたので、直る見込みで、今進めているところであります。

○議長（由井秀樹君） 林議員。

○8番（林 克比古君） 分かりました。秋山寮に関しては以前から度々直さなければならぬことが出てきたりそういうことでやっています。私は見かけだけのクリーニングよりは、川上村へ来て子どもを指導する教育職員の生活環境の整備をしていただきたいと思います。と思うのですが、統合するからいいのではなく、一般生活できる、トイレなど一番先生にとって困ることだから、なるべく早く正常な状態に戻してやってください。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で、8番林克比古議員の質疑を終結します。

他に質疑はございませんか。大西議員。

○9番（大西たま子君） 補正予算の10頁の総務費項総務管理費の目16の交流防災センターの建設費に関わる補正予算についてです。私は去年の6月に川上犬の保存について質問いたしました。林業センターの川上犬の環境が良くないということで、その展示室が廃止になって、各村民の方に頼んで飼育してもらっているとなっていますが、その後どうなるのかという質問に対して、村長は交流文化センターの駐車場が整備されたら、その一角に、各地域から見学者が来ることもあり、役場の中でも飼育できるよう教育委員会とも相談しながら進めていきたいということで、もう整備されましたので、そこに犬舎が建つのかと聞いていましたけれども、未だにそういう気配がないのですが、それはどのように考えているのか。建設はしないのか、その辺を伺いたと思います。よろしくをお願いします。

○議長（由井秀樹君） 長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） 犬舎については、本年度教育委員会の方で設計の予算を取っております。設計を進めているところで、すぐ出来上がってくると思います。一応駐車場が完全に舗装されてきましたので、そういった所も含めて駐車場の北側に設置するのがいいのか、そういった所も含めてもう1回検討し直して、今年度中に工事に入るかどうか難しいかも知れないけれども、遅くとも来年度にはなんらかのかたちで着工できるのではと考えております。

○議長（由井秀樹君） 大西議員。

○9番（大西たま子君） そうすると今回の補正には載らないけど、来年度の予算には計上されて犬舎が作られるということになりますね。希望なんですけど、やっぱり周りがアスファルトだと暑いので、なるべく犬に負担のかからない日陰の所とかそういう涼しい場所を選んで、余計の心配からも知れませんが、そういうふうにしていただけたらと思います。以上、それを要望して質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） 以上で9番大西たま子議員の質疑を終結します。

他に質疑はございませんか。由井議員。

○7番（由井基治君） 11頁をお願いします。3款1目社会福祉総務費の18節の負担金補助及び交付金の社会福祉協議会の業務補助金の3,400万円について伺います。これは全員協議会の中でいろいろ説明を受けました。その中で宅老所は元々古い設備で冬季間非常に寒いこと、デイサービスの厨房が非常に暑くて事故が起こる可能性があるということで、村としては補助金を出すだけではなく、こうした施設の整備も並行して行うことが必要かと思いますが、その点についてどのようなお考えか、お聞きします。

○議長（由井秀樹君） 由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君） お答えします。宅老所につきましては、今現在包括また訪問看護等、社協とこれから図っていきたいと思っております。認知症の小規模の宅老所ができた経過ですとか、一時的にデイサービスの方について、それからその後どういった福祉サービスができるかというようなことも、いろいろ踏まえまして、検討してまいりたいと思います。

厨房のエアコンにつきましては現在レンジフードの隣に何年か前にまだ新しいエアコンが設置されたわけなんですけど、どうしても空気の循環等が思わしくなく、やはりスタッフが暑いという環境でありますので、現場を確認しながら早急に対応できたらなあと思います。よろしくをお願いします。

○議長（由井秀樹君） 由井議員。

○7番（由井基治君） 早急に対応するという答弁がありましたので、できるだけ早く、

事件事故が起こる前に対応していただきたいと思います。以上。

○議長（由井秀樹君） 以上で、由井基治議員の質問を終わります。

他に質疑はございませんか。渡邊議員。

○4番（渡邊亜子君） 重複するようですが、8番議員が言いました17頁の修繕費で、秋山寮の。全部見てきたのですけれども、通路照明というのはどんなかたちの通路照明、電気をひいた通路照明ですか。それとも簡易的なものなのか、教えてください。

○議長（由井秀樹君） 長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） LEDで反応式にしまして、今まで蛍光灯が設置されていたのですが、それを感知式のLEDで、付けたり消したりしなくてもいい形に変えたりあります。便利はいいのではないかと思います。

○議長（由井秀樹君） 渡邊議員。

○4番（渡邊亜子君） 分かりました。今ふうでLEDでないと駄目ですね。スイッチが要らないということで暗かったのが、改善されると思います。そして裏側の藪ですが、あれは個人の土地かも知れないのですが、電柱に絡まっている木とか藪は、中電なら中電に言えばいいし、ドコモならドコモに言えば、たぶん切ってくれると思います。ものすごい状態になっていて、電線の方まで絡まっています。あそこの電柱の細い所にひとつLEDの電気、感知式のを、簡単にベルトで止めるものを付けると裏側が明るくて防犯面にいいと思います。ちょっと見に行っていたら有難いです。よろしく願います。

○議長（由井秀樹君） 以上で渡邊亜子議員の質疑を終結します。

他に質疑はございますか。大西議員。

○9番（大西たま子君） 16頁の消防費についてです。その中の4款の災害対策費についてです。負担金補助及び交付金の中に、住宅耐震改修事業補助金ということで65,000円が計上されています。その時の説明では希望の方へというふうな耐震性の希望する方へということでしょうけれども、このお金は国から3万2,000円、県から1万6,000円、一般財源から1万7,000円、6万5,000円でどんな耐震工事をするのか、内容を教えてください。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 耐震工事の補助金ですけれども、今回希望あって建物の耐震化をするのではなくて、まず調査、建物自体がどのくらいの強度あるかという耐震性審査するための補助金を今回計上してあります。建物自体の改修ではなく、まずは調査のお金だと思っていただければと思います。

○議長（由井秀樹君） 大西議員。

○9番（大西たま子君） 私の聞き洩らしがあったかと思います。南海トラフ地震があった場合に川上村も南牧と一緒にそういう危険な地域ということで指定されていましたが、今後住宅耐震とかそういうのに対して村としては対策をどのように考えているのか、これから考えていくのか、その辺のことをお尋ねいたします。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 先日初めて南海トラフ地震の情報が出ましたけれども、村としては今回ここに計上してありますような、まずは耐震強度を診断していただいて、あとは個人がどの程度費用をかけて改修するかという所は個人負担になってしまいますので、そこは個人のお考えによって変わってくるかと思います。

村としてということになりますと、補助金もありますけれども、全額を村で見るとはできませんので、そこはある程度先ほど言いましたように個人の計画によってなされるということとっております。

○議長（由井秀樹君） 大西議員。

○9番（大西たま子君） 建物を調査してほしい方が申し出れば、何人でも調査の補助金は出していただけて、貴方はこの辺が危ないから修繕した方がいいという時には個人でやるということで、そういうふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（由井秀樹君） 総務課長。

○総務課長（由井正一君） 現状ですと、今申されたように、そういったことになります。診断の方は希望がありましたら、予算を計上させていただいて、やっていきますし、改修の方は各自でということになっております。

○議長（由井秀樹君） 大西議員。

○9番（大西たま子君） 了解しました。ありがとうございます。

○議長（由井秀樹君） 以上で、大西たま子議員の質疑を終結します。

他に質疑はございませんか。

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第72号 令和6年度川上村一般会計第3回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 19 議第 73 号 令和 6 年度川上村国民健康保険特別会計第 1 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 日程第 19 議第 73 号 令和 6 年度川上村国民健康保険特別会計第 1 回補正予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 73 号 令和 6 年度川上村国民健康保険特別会計第 1 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 20 議第 74 号 令和 6 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計第 1 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 日程第 20 議第 74 号 令和 6 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計第 1 回補正予算を議題といたします。

説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 74 号 令和 6 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計第 1 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 21 議第 75 号 令和 6 年度川上村訪問看護事業特別会計第 1 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 日程第 21 議第 75 号 令和 6 年度川上村訪問看護事業特別会計第 1 回補正予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 75 号 令和 6 年度川上村訪問看護事業特別会計第 1 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 22 議第 76 号 令和 6 年度川上村簡易水道事業会計第 1 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 22 議第 76 号 令和 6 年度川上村簡易水道事業会計第 1 回補正予算を議題といたします。

説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 76 号 令和 6 年度川上村簡易水道事業会計第 1 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 23 議第 77 号 令和 6 年度川上村下水道事業会計第 1 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 日程第 23 議第 77 号 令和 6 年度川上村下水道事業会計第 1 回補正予算を議題といたします。

説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 77 号 令和 6 年度川上村下水道事業会計第 1 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

ここで、 11 時 05 分まで休憩とします。

(休 憩)

○議長（由井秀樹君） それでは、休憩を閉じて会議を開きます。

日程第 24 陳情第 5 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情

○議長（由井秀樹君） 日程第 24 陳情第 5 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情を議題といたします。

本陳情については、社会文教委員会に付託されていますので、その審査結果を社会文教委員長から報告を求めます。社会文教委員長 大西たま子さん。

○社会文教委員長（大西たま子君） =陳情第 5 号報告=

○議長（由井秀樹君） 本陳情に対する委員長報告は継続審査です。
質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑がございませんので社会文教委員長は、自席にお戻りください。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

陳情第 5 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情について、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本陳情は継続審査と決定いたしました。

日程第 25 陳情第 6 号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情

○議長（由井秀樹君） 日程第 25 陳情第 6 号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情を議題といたします。

本陳情については、総務経済委員会に付託されていますので、その審査結果を総務経済委員長から報告を求めます。総務経済委員長 古原和哉君。

○総務経済委員長（古原和哉君） =陳情第 6 号報告=

○議長（由井秀樹君） 本陳情に対する委員長報告は継続審査です。
質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑がございませんので総務経済委員長は、自席にお戻りください。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

陳情第6号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情について、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本陳情は継続審査と決定いたしました。

日程第26 陳情第7号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める陳情

○議長(由井秀樹君) 日程第26 陳情第7号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める陳情を議題といたします。

本陳情については、総務経済委員会に付託されていますので、その審査結果を総務経済委員長から報告を求めます。総務経済委員長 古原和哉君。

○総務経済委員長(古原和哉君) =陳情第7号報告=

○議長(由井秀樹君) 本陳情に対する委員長報告は継続審査です。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑がございませんので、総務経済委員長は、自席にお戻りください。

質疑を打ち切ります。これから討論を行います。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

陳情第7号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める陳情について、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本陳情は継続審査と決定いたしました。

日程第27 陳情第8号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情

○議長(由井秀樹君) 続いて、日程第27 陳情第8号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情については、社会文教委員会に付託されていますので、その審査結果を社会文教委員長から報告を求めます。社会文教委員長 大西たま子さん。

○社会文教委員長(大西たま子君) =陳情第8号報告=

○議長(由井秀樹君) 本陳情に対する委員長報告は採択です。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑がございませんので、社会文教委員長は、自席にお戻りください。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

陳情第8号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情について、採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本陳情は採択と決定いたしました。

日程の追加

○議長(由井秀樹君) ここでお諮りします。追加第1号として、

日程第1 議第78号 川上村教育委員会委員の任命・同意について

日程第2 議第75号 委員会の議会閉会中の継続審査の件

日程第3 議第76号 委員会の議会閉会中の継続調査の件

を日程に追加したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

お配りした追加日程表の日程番号のとおり議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議第78号 川上村教育委員会委員の任命、同意について

○議長(由井秀樹君) 追加日程第1 議第78号 川上村教育委員会委員の任命、同意についてを議題といたします。

説明を求めます。由井村長。

○村長(由井明彦君) =議第78号説明=

○議長(由井秀樹君) 続けて、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議第78号 川上村教育委員会委員の任命、同意について、同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

起立全員。したがって、川上村教育委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

追加日程第2 委員会の議会閉会中の継続審査の件

○議長（由井秀樹君） 追加日程第2 委員会の議会閉会中の継続審査の件を議題といたします。

社会文教委員長から、会議規則第75条の規定によって、議案集綴り込みの申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり、閉会中に継続審査することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることを決定しました。

続けて、総務経済委員長から、会議規則第75条の規定によって、議案集綴り込みの申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり、閉会中に継続審査することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中に継続審査とすることを決定しました。

追加日程第3 委員会の議会閉会中の継続調査の件

○議長（由井秀樹君） 追加日程第3 委員会の議会閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議案集綴り込みの申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり、閉会中に継続調査することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることを決定しました。

閉 会

○議長（由井秀樹君） 以上で本定例会の日程はすべて終了しました。

なお、この後 11 時 40 分から全員協議会を開催しますので、委員会室へお集りください。

これをもちまして、令和 6 年川上村議会第 3 回定例会を閉会といたします。

ご苦労様でした。

（ 閉会 11 時 28 分）

上記会議の顛末を記載し、相違なきことを証するため
署名議員と共に署名する

令和 年 月 日

川上村議会議長

署名議員 第 番

署名議員 第 番